## 新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年5月24日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程(平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改	正	後		改	正	前
表第2(老人ホーム)			別表第2(老人ホーム)			
市区町村名	老人ホームの名称	所在地		市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)				(略)		
長岡市	(略) サービス付き高齢 者向け住宅 サク ラーレ福住 <u>介護付有料老人</u> ホーム アシスト <u>高町</u> サービス付き高齢 者向け住宅 シニ アサポートホーム	長岡市高町 2 丁目59番地363 長岡市下々条 2丁目1373番		長岡市	(略) サービス付き高齢 者向け住宅 サク ラーレ福住	(略) 長岡市福住2 丁目1番7号
<u>みのり長岡</u> (略)				(略)		

## 附則

この規程は、公布の日から施行する。